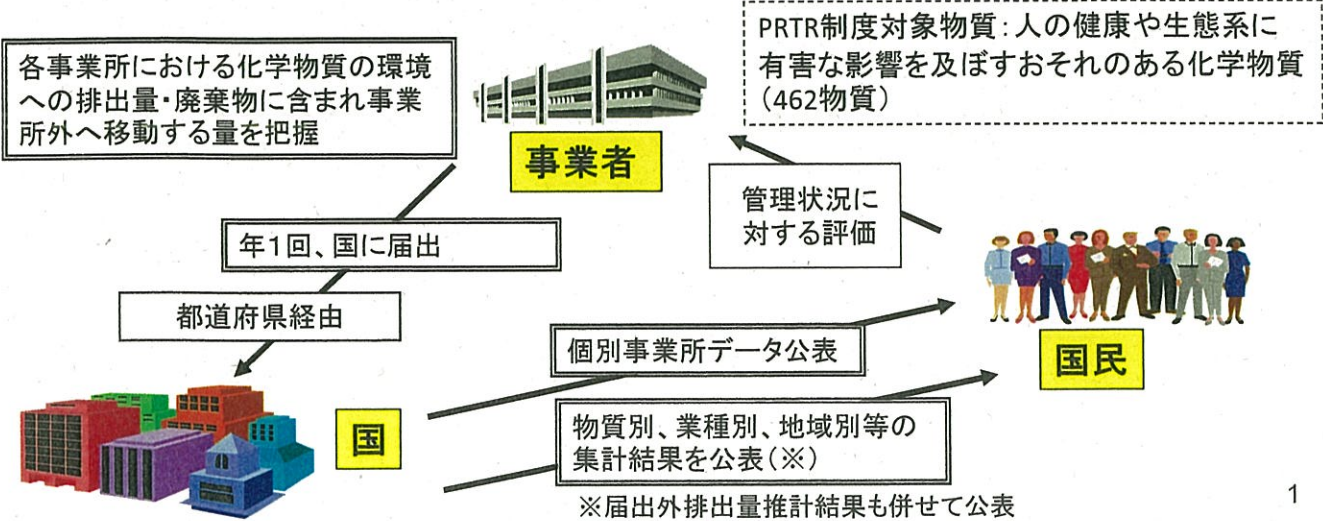


PRTR制度について

環境省総合環境政策局
環境保健部環境安全課

PRTR制度について

- 化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
- ・根拠: 平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)
- ・目的: 事業者による化学物質の自主的な管理の改善促進し、環境の保全上の支障を未然に防止
- ・政令改正(平成20年11月): 平成22年度データの把握・届出から適用(23年度に集計・公表)
 - PRTR対象物質: 354物質から462物質に変更/PRTR対象業種: 医療業を追加
- ※個別の事業所から届け出られたPRTRデータの公表について、従来の開示請求方式に加え、国による公表方式を追加(21年2月から実施)



PRTRの実施状況

○平成25年度届出排出量・移動量の状況

- 届出事業所数 35,974事業所(前年度から707事業所減少)
- 届出排出量 160千トン(前年度から1.5%の減少)
- 届出移動量 215千トン(前年度から2.9%の減少)
- 届出排出量と移動量の合計 376千トン(前年度から2.3%の減少)

○化管法見直し前後の継続届出対象物質の状況

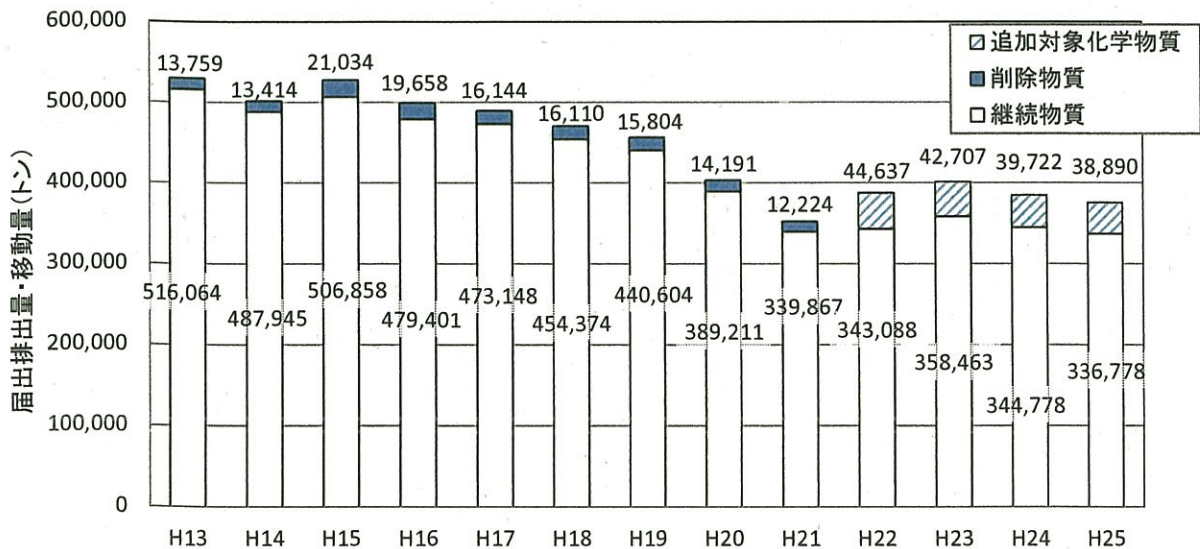
- 届出排出量 144千トン(前年度から1.9%の減少)
- 届出移動量 192千トン(前年度から2.6%の減少)
- 届出排出量と移動量の合計 337千トン(前年度から2.3%の減少)

※継続届出対象物質

届出対象物質の見直しの前後で継続して届出対象物質として指定された物質(276物質)

2

届出排出量・移動量の推移 2001～2013年度(平成13～25年度)



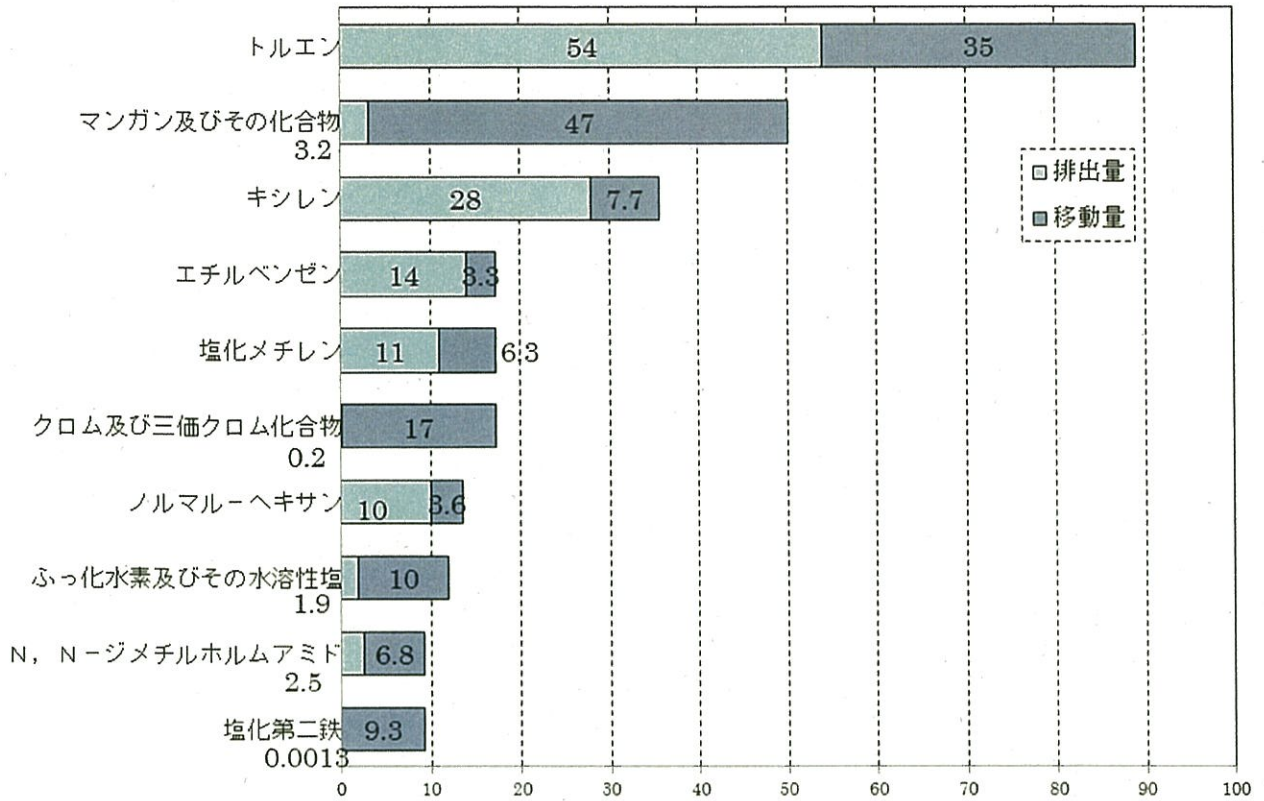
※平成15年度から年間取扱量が1トン以上の事業所(平成14年度までは年間取扱量が5トン以上の事業所が対象)について排出量等の届出が開始。

※平成22年度から対象化学物質が354物質から462物質に変更され、医療業が対象業種へ追加。

3

平成25年度 届出排出量・移動量上位10物質とその量

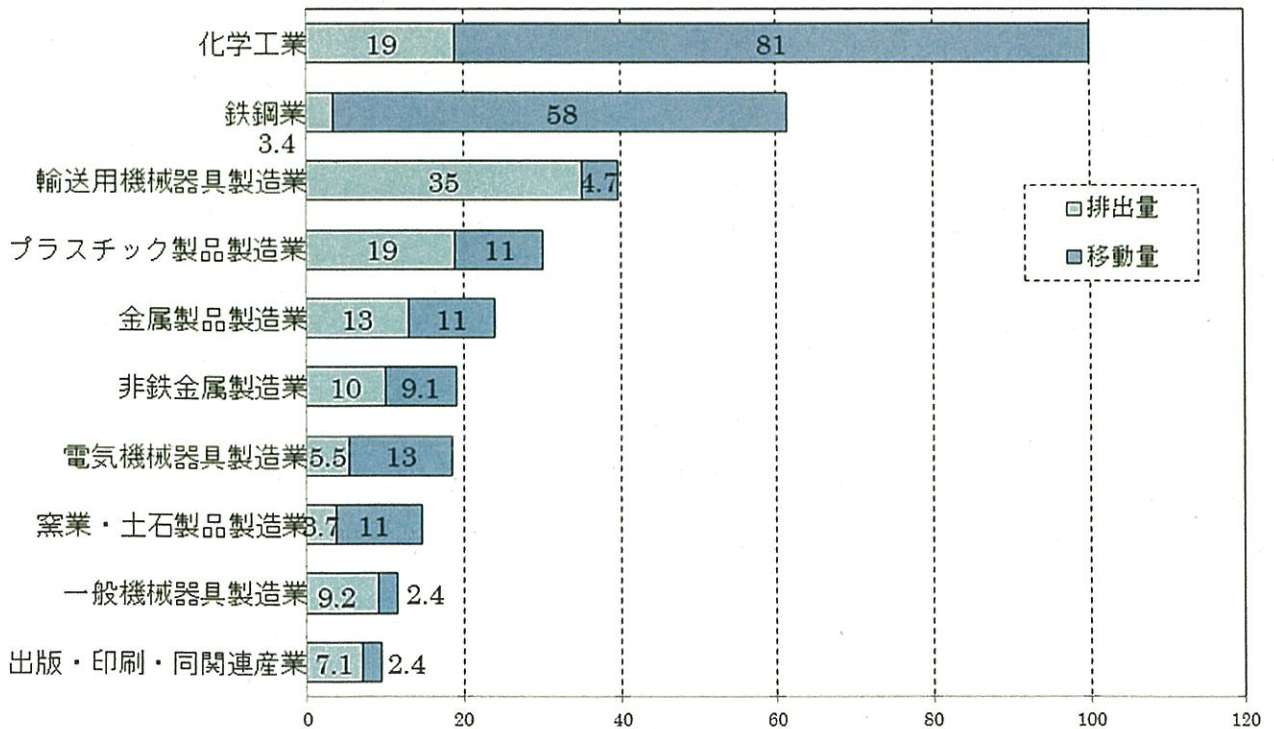
(単位:千トン/年)



4

平成25年度 届出排出量・移動量上位10業種とその量

(単位:千トン/年)



5

PRTRデータの活用に向けた取組

一例として、以下のような取組を実施。

○環境省ウェブサイトにおいて、グラフや地図上での事業所情報を提供するなど、視覚的に捉えやすい形での情報発信。

○毎年度のPRTRデータをもとに「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成、提供。

